横浜市医療局病院経営本部工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱

制 定 平成29年4月10日 最近改正 令和3年1月6日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市医療局病院経営本部契約規程(平成17年3月31日病院経営局規程第32号)第19条の規定に基づき工事及び製造(物品の製造を除く。以下「工事等」という。)の請負契約に係る最低制限価格を定める際に、必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 最低制限価格を定める契約は、横浜市医療局病院経営本部工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱(平成29年4月制定)第1条の2に規定する契約を除く競争入札に付する工事等の請負契約とする。

(最低制限価格の算出方法)

- 第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、次の方法により算出する額に100 分の110を乗じて得た額とする。
 - (1) 次のアから工までの額の合計額(以下「算定基礎額」という。)に100分の100.00から100分の100.50 の範囲内で無作為に抽出して得た数(以下「ランダム係数」という。)を乗じて得た額
 - ア 直接工事費の額に10分の10を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費相当額に10分の5.5を乗じて得た額

ただし、算定基礎額が、消費税及び地方消費税を除いた予定価格(以下「予定価格(税抜き)」という。)に10分の9.5を乗じて100分の100.50で除して得た額を超える場合にあっては予定価格(税抜き)に10分の9.5を乗じて100分の100.50で除して得た額とし、予定価格(税抜き)に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格(税抜き)に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格(税抜き)に10分の7.5を乗じて得た額に、それぞれランダム係数を乗じて得た額とする。

- (2) 前号により算出された額から予定価格(税抜き)までの範囲内に入札がなく、かつ、算出された額から算定基礎額までの範囲内に入札があった場合は、この範囲内で最も高い入札の価格を上限として、算定基礎額にランダム係数を乗じて得た額
- 2 工事等の性質上前項の規定により難いものについては、前項の規定にかかわらず、予定価格に10分の 7.5から10分の9.5の範囲内で病院事業管理者の定める割合を乗じて得た額を最低制限価格とする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は病院事業管理者が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成29年4月10日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の横浜市医療局病院経営本部工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱第 3条第1項第1号及び第3条第2項の規定は、一般競争入札については施行日以後に公告する工事 等から、指名競争入札については施行日以後に指名する工事等から適用し、施行日前までにそれぞ れ公告又は指名した工事等については、なお、従前の例による。